♦ 目



愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2415号

平成24年10月26日金曜日 第2415号

告	示	
落札者等の告示		987
指定障害福祉サービス事業者の指	定	987
指定障害福祉サービス事業の廃止		987
指定一般相談支援事業者の指定		988
保安林予定森林にする旨の通知		988
漁業の許可又は起業の認可の申請	期間	989
都市計画の変更に係る図書の写し	カ縦覧	989
都市計画事業の事業計画の変更認	可	990
建設学者の許可の取消 1.		gan

次 ♦

指定道路の指定	990						
土地改良区役員の就退任の届出(2件)							
建設業者の許可の取消し	991						
公告							
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告	992						
財務会計オンラインシステム端末機器の借入れ	992						

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1291号

次のとおり落札者を決定した。 平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等又は特定役務の 名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
愛媛県消防防災ヘリコプター「えひめ21」4800時間点検及び耐空検査、 無線検査等業務 一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安 全課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成24年10月 1 日	セントラルヘリコプタ ーサービス株式会社 代表取締役 新井 豊山 町大字豊場字林先1番 地1	30 ,975 ,000円	一般競争入札	平成24年8月21日

○愛媛県告示第1292号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害	福祉サービス	事業	業 者	Ĭ	上 上指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福	祉 1	ナービス	事業所	Ť	指 定年月日
争耒白笛写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表	それの	氏名	サービスの種類	名 称	7	所	在	地	年月日
3810300370	株式会社介護ステーションすみれ	宇和島市保手四丁目 9番14号	森 :	久 [由 美	居宅介護	介護ステーション れ	すみ	宇和島市(番14号	呆手四丁	目 9	平成24年 9月1日
3810300370	株式会社介護ステーションすみれ	宇和島市保手四丁目 9番14号	森 :	久日	由 美	重度訪問介護	介護ステーション れ	すみ	宇和島市(番14号	呆手四丁	目 9	平成24年 9月1日
3810300370	株式会社介護ステーションすみれ	宇和島市保手四丁目 9番14号	森 :	久 [由 美	同行援護	介護ステーション れ	すみ	宇和島市(番14号	呆手四丁	目 9	平成24年 9月1日

○愛媛県告示第1293号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

声 ₩ 夬 妥 口	指定障害	冨 祉 サ ー ビ ス	事業	者	指定障害福祉	廃止に係る指定障害	福祉サービス事業所	廃 止年月日
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者	の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3810600332	合同会社アイキョー	西条市中野甲780番地	丹	恵	居宅介護	介護24西条	西条市中野甲780番地 6	平成24年 9月6日
3810600332	合同会社アイキョー	西条市中野甲780番地 6	丹	恵	重度訪問介護	介護24西条	西条市中野甲780番地 6	平成24年 9月6日
3813600016	医療法人大志会	八幡浜市古町 1 丁目 6 番地12号	矢 野	正仁	居宅介護	訪問介護事業所うちこ 園	喜多郡内子町知清544 番地	平成24年 9月21日
3813600016	医療法人大志会	八幡浜市古町 1 丁目 6 番地12号	矢 野	正仁	重度訪問介護	訪問介護事業所うちこ 園	喜多郡内子町知清544 番地	平成24年 9月21日
3810300248	 有限会社介護センター 津島	宇和島市津島町北灘乙 2041番地	水 野	八重子	居宅介護	介護センター津島指定 訪問介護事業所	宇和島市津島町高田甲 2930 - 1	平成24年 9月30日
3810300248	有限会社介護センター 津島	宇和島市津島町北灘乙 2041番地	水 野	八重子	重度訪問介護	介護センター津島指定 訪問介護事業所	宇和島市津島町高田甲 2930 - 1	平成24年 9月30日
3810700173	有限会社介護サービス ひかり	大洲市多田甲642番地	深井	光 子	居宅介護	有限会社介護サービス ひかり	大洲市東大洲1339番地 7	平成24年 9月30日
3810700173	有限会社介護サービス ひかり	大洲市多田甲642番地	深井	光 子	重度訪問介護	有限会社介護サービス ひかり	大洲市東大洲1339番地 7	平成24年 9月30日

○愛媛県告示第1294号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。 平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 一 般	相談支援	事業者	指定地域相談	指定一般相言	炎支援事業所	指 定年月日
尹未日田与	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	支援の種類	名 称	所 在 地	年月日
3830500322	社会福祉法人新居浜愛 育会	新居浜市大生院1686番地	村 上 秀 實	地域移行支援	指定地域相談支援事業 所まさき育成園	新居浜市大生院1686番地	平成24年 9月1日
3830500322	社会福祉法人新居浜愛 育会	新居浜市大生院1686番地	村上秀實	地域定着支援	指定地域相談支援事業 所まさき育成園	新居浜市大生院1686番地	平成24年 9月1日

○愛媛県告示第1295号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市長浜町沖浦内1084の2、丙1084の4、丙1085、丙1109、 丙1111から丙1115まで、丙1117の2、丙1117の3、丙1118、丙 1119の2、丙1120、丙1121の1、丙1121の3、丙1122、丙1124 の1から丙1124の4まで、丙1125の1、丙1126の6、丙1129、 丙1133の1、丙1133の2、丙1135から丙1137まで、丙1153

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 長浜町沖浦丙1084の2・丙1084の4・丙1135・丙1153 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、丙1136、 丙1137
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期

齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市上村字キョノ乙174の1、乙174の2、乙175の1から 乙175の3まで、乙179から乙181まで、乙184、乙185の1、乙 188、乙189の1、乙189の3、乙190の1、乙190の2、乙192の 1、乙192の2、乙195の1、乙195の3、乙195の4、乙196

- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字キョノ乙184・乙188・乙189の1・乙189の3・乙190 の1・乙192の1・乙192の2(以上7筆について次の図に 示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 大洲市河辺町川上937、940から943まで
 - (2) 指定の目的土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 河辺町川上937・940から943まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町露峰乙326の4、乙328から乙330の2まで、乙331の1、乙335の1、乙335の2、乙336から乙338の1まで、乙340、乙341

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 露峰乙326の4・乙330の2・乙338の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町中津字久主3246、5401、5402、5406、54 48、5449、5456から5458まで

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ブ) 次の森林については、主伐は、択伐による。字久主3246・5402・5406・5456・5458(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市樋口字椿ヶ谷乙336の 2、乙336の 4、乙338の 3 から 乙338の 5 まで、字蛇持谷乙389の 1 から乙389の 3 まで、乙390 の 1、乙390の 2、乙391、乙393の 1、乙393の 2、乙397の 1 から乙397の 4 まで、乙398の 1、乙398の 2、乙400の 1 から乙 400の 3 まで、字飛小屋乙406、乙410の 1

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ブ) 次の森林については、主伐は、択伐による。字椿ヶ谷乙336の2・乙336の4・字蛇持谷乙397の1・乙397の4・乙400の1・乙400の3・字飛小屋乙410の1(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 7(1) 保安林予定森林の所在場所 西予市野村町高瀬2375、2376、2527、2528、2551
- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 野村町高瀬2376・2528・2551(以上3筆について次の図 に示す部分に限る。)
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び久万高原町役場に備え置いて 縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1296号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起 業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成24年10月26日から11月8日まで

○愛媛県告示第1297号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用

する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画道路の変更 に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供す る。

平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1298号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道(松山市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間 昭和33年10月15日から 平成26年3月31日まで
- 2 事業地
- (1) 収用の部分
 - ア 追加する部分 (北部排水区)

堀江町の一部

- イ 削除する部分 なし
- (2) 使用の部分 変更なし

○愛媛県告示第1299号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 23)第12265号	平成23年 6 月18日	(有)玉置住建	玉置 元保	西条市楠甲390 - 1	平成24年 9月21日	土木工事業、建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第16794号	平成22年 12月14日	㈱ウィンウィンホーム	松本 誠二	西条市喜多川678	平成24年 9月25日	土木工事業、左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、は長工事業 石工事業、は長工事業 りゅんせつ工事業 板金工事業、防水工事業 板金工事業、防水工事業 塗装工事業 変換工事業 水道施設工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23)第7517号	平成23年 8 月18日	梶本建設工業㈱	梶本 年光	新居浜市岸の上町 1 - 11 - 1	平成24年 9月26日	大工工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1300号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年10月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成24年10月18日

3 指定道路の位置

四国中央市中曽根町字井垣326番1の一部

- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 25.00メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1301号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 三崎町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の 届出があった。

平成24年10月26日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏		名	住所
	.1		-1:	正ウ10型/77→mT = kt4734 平北
理事	Щ -	F	茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	溜;	也信	次	西宇和郡伊方町三崎1165番地
"	阿音	郭 鐵	雄	西宇和郡伊方町三崎1552番地
"	村 _	上 卓	也	西宇和郡伊方町高浦65番地
"	中村	寸 高	律	西宇和郡伊方町井野浦110番地
"	大岩	当 康	久	西宇和郡伊方町三崎5680番地 3
"	大岩	当 幸	男	西宇和郡伊方町正野591番地
"	田村	寸	健	西宇和郡伊方町二名津247番地
"	山 -	下 三	郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	宇都語	宮 正	文	西宇和郡伊方町松399番地
監事	溜;	也庸	恭	西宇和郡伊方町三崎1245番地
"	長生	主 茂	之	西宇和郡伊方町二名津640番地

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	日	下		茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地	!
"	溜	池	保	政	西宇和郡伊方町三崎1271番地	!
"	溜	池	信	次	西宇和郡伊方町三崎1165番地	!
"	冏	部	鐵	雄	西宇和郡伊方町三崎1552番地	!
"	村	上	卓	也	西宇和郡伊方町高浦65番地	
"	長	Ш	雅	雄	西宇和郡伊方町佐田104番地	

ì	i	
"	木野本 伸 行	西宇和郡伊方町大佐田 2 番地
"	宮本春美	西宇和郡伊方町井野浦130番地
"	礒 崎 文 雄	西宇和郡伊方町三崎5626番地
"	木下定文	西宇和郡伊方町与侈708番地
"	亀 井 金治郎	西宇和郡伊方町串567番地
"	松下均	西宇和郡伊方町正野434番地
"	平尾長一	西宇和郡伊方町二名津46番地 1
"	浜 西 岩三郎	西宇和郡伊方町二名津42番地
"	小 西 一 郎	西宇和郡伊方町二名津41番地
"	山下三郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	松本忠春	西宇和郡伊方町松67番地
"	濱 永 喜八郎	西宇和郡伊方町明神116番地
"	中村 一利	西宇和郡伊方町釜木873番地
"	河 野 万 平	西宇和郡伊方町平礒38番地
監事	田中正朗	西宇和郡伊方町三崎1203番地
"	山下忠徳	西宇和郡伊方町三崎1685番地
"	村 市 忠	西宇和郡伊方町二名津313番地

○愛媛県告示第1302号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨 の届出があった。

平成24年10月26日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	清 水	雅文	南宇和郡愛南町越田99	
"	石 川	芳 洋	南宇和郡愛南町柏2033	
"	宇都宮	礒 志	南宇和郡愛南町城辺甲5435	
"	藤田	吉次郎	南宇和郡愛南町城辺甲2121	
"	中川	順治	南宇和郡愛南町城辺甲2177	
"	田村	健	南宇和郡愛南町城辺甲3836	
"	西本	繁 夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724	
"	畑田	藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801	
"	松岡	忠 利	南宇和郡愛南町緑乙228 - 1	
"	田村	司	南宇和郡愛南町城辺乙85	

"	金 子	克己	南宇和郡愛南町緑甲1668 - 2
"	吉 田	浩	南宇和郡愛南町緑甲936
"	考 野	覚 也	南宇和郡愛南町緑乙2914
"	清水	利 康	南宇和郡愛南町緑乙1165
"	岡本	六 夫	南宇和郡愛南町緑乙2075
"	下 田	眞 志	南宇和郡愛南町御荘長月1036
"	菊 地	譽雄	南宇和郡愛南町御荘平城3276
"	宮谷	光 俊	南宇和郡愛南町満倉2434 - 4
"	松本	勝利	南宇和郡愛南町上大道1094
監 事	原田	達也	南宇和郡愛南町緑乙3290
"	上 村	貴雄	南宇和郡愛南町御荘長月2765
"	大 西	健夫	南宇和郡愛南町上大道725

退任

役員の種類	氏	名	住 所		
理事	清水	雅文	南宇和郡愛南町越田99		
"	石 川	芳 洋	南宇和郡愛南町柏2033		
"	宇都宮	礒 志	南宇和郡愛南町城辺甲5435		
"	藤田	吉次郎	南宇和郡愛南町城辺甲2121		
"	中 川	順治	南宇和郡愛南町城辺甲2177		
"	和喜田	富夫	南宇和郡愛南町城辺甲2676		
"	西 本	定雄	南宇和郡愛南町城辺甲3728 - 1		
"	畑田	藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801		
"	松 岡	忠利	南宇和郡愛南町緑乙228 - 1		
"	富岡	貴	南宇和郡愛南町城辺乙 1		
"	増 田 孝 🗆		南宇和郡愛南町緑甲1387		
# 吉田 浩		浩	南宇和郡愛南町緑甲936		
"	考 野	覚 也	南宇和郡愛南町緑乙2914		
"	清水	利 康	南宇和郡愛南町緑乙1165		
"	塚岡	啓 三	南宇和郡愛南町緑乙2187		
"	下 田	眞 志	南宇和郡愛南町御荘長月1036		
"	菊 地	譽雄	南宇和郡愛南町御荘平城3276		
"	宮谷	光俊	南宇和郡愛南町満倉2434 - 4		
"	松本	勝利	南宇和郡愛南町上大道1094		
監事	原田	達 也	南宇和郡愛南町緑乙3290		
"	上 村	貴雄	南宇和郡愛南町御荘長月2765		
"	大 西	健夫	南宇和郡愛南町上大道725		

○愛媛県告示第1303号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 23)第237号	平成23年 9月25日	一若建設(株)	中畑 健右	宇和島市和霊町1250	平成24年 9月5日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第13826号	平成19年 9月24日	(症)森岡デンキ	森岡 千恵	北宇和郡鬼北町奈良4073	平成24年 9月5日	建築工事業、電気工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 19)第1653号	平成19年 10月8日	濱田電機鐵工㈱	濱田 音治	西予市三瓶町安土477 - 10	平成24年 9月7日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第2756号	平成19年 11月15日	中川建設㈱	中田富恵	喜多郡内子町中川3945	平成24年 9月11日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

(般 - 23)第6588号	平成24年 1月12日	(有)山田建設	山田	通孝	喜多郡内子町宿間甲117 - 1	平成24年 9月20日	土木工事業、	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第12930号	平成19年 12月15日	(有)松岡組	松岡	次郎	宇和島市三間町是延269	平成24年 9 月25日	建築工事業、	大工工事業	建設業の廃止

公 告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年10月10日	特定非営利活動法人 スペース宇宙	薦田義勝	松山市大可賀2丁目1番28号アイ テムえひめ内	この法人は、21世紀を担う青少年に宇宙及び科学に関する教育活動や国際交流などの事業を行い、子ども達の理科・科学に対する探えやや局上力を培い、創造力と命を大切にする健全な精神を養い、親と子の共通の課題と目標を達成させ、豊かな人間の育成を目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

財務会計オンラインシステム端末機器の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

財務会計オンラインシステム端末機器一式(パーソナルコンピューター式、ソフトウェア一式、周辺機器一式、接続機器一式、保守一式、搬入、据付、配線、調整等一式)

- (3) 借入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

- (5) 借入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」で、営業種目「レンタル・リース」について平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明した者であること。
- (2) 借入物品に係る修理、点検及び保守の体制が整備されている

ことを証明した者であること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (4) 関札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県出納局審査課財務・旅費システム係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 (089)941 2111 内線 2772

(2) 入札書の受領期限 平成24年12月7日(金)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成24年12月7日(金)午後2時 愛媛県庁本館1階システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明する書類を入札説明書に定める期限までに知事に提出し、承認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Financial Accounting System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p m ., 7 December 2012
- (3) For further information, please contact: Financial Systems Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 941 2111 Ext 2772

平成24年10月26日 発行 993